

様式第8号

意見書・再意見書

2025年 4月 6日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電 話 番 号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市千里山竹園宅地造成計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 吹田市千里山竹園一丁目5番(の一部)、5番2、5番3、29番1(の一部)、 29番2(の一部)、31番1(の一部)、970番 【地番】				
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☒ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	1回目の説明会でパインフィールド緑地公園(以下、当マンション)に隣接する土地から目線が合わないよう1.4m下げた土地に住宅を建築する旨の説明を受けていたが、今回3月15日の説明会では平均で1.2m下げて建てるという下げ幅に関し曖昧な説明に変わっていた。 現在、造成地を確認すると当マンションからの境界線にある土地は一旦掘り下げてはいるが、そこから盛土になっており、3月15日の説明会では、今後大幅な宅地造成は行わないとのことだったので、当マンション隣接地から、平均で1.2m下げて住宅を建てるというのなら、その1.2m下がった地点からの住宅の建築を厳守して頂きたい。現時点(4月6日)の盛土の地点から高さ10mの住宅を建てられると、日当たりにも影響するし、目線が合うなど生活に影響があるので、配慮して欲しい。 加えて、お互いのプライバシーの観点から、住宅の屋上へのテラスの設置は避け、当マンションとの境界地には、植林を行うなども検討してもらいたい。				
※受付年月日	R7 年 1 月 5 日	※受付番号	第 号 06-L-13	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(別紙)

No.1

見解書

- ・パインフィールド緑地公園様に隣接する区画は起伏がある為、一律 1.4m の下げ幅ではなく、平均で 1.2m の下げ幅で確認が取れています。その為 1.2m 下がった地点から建築を行います。
- ・屋上テラスにつきましては眺望に配慮し、パインフィールド緑地公園様に隣接する 4 区画分については、パインフィールド緑地公園様側に面しての設置はいたしません。
- ・パインフィールド緑地公園様との境界沿いの植栽計画はしておりません。新設する開発道路沿で計画しております。緑地の規模については極力設ける計画です。

以上

様式第8号

意見書・再意見書

令和7年4月4日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	千里山竹園宅地造成 (アケ都市開発)		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 千里山竹園 1丁目		
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	(別紙)		
※受付年月日	令和7年 1月15日	※受付番号	第 号 06-L-13
※備 考			※受付印 受付 開発審査室 7.4.-8 第06-L-13号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

と申します

当ロイヤルマンションの東側竹やぶの山が伐採されてから、3年以上経ちます
関電の鉄塔のすぐ横が、ほとんど直角に切り落とされ、土嚢が積まれ、その上にブルーシートが被されてからも 3年以上経ちます
鉄塔の横の土が 少しずつ崩れて、足元が見える所もあり、危険です
以前はこの近辺は景観賞を頂いた地区です。
今や ブルーシートがめくれ上がり 少し残った（吹田市の土地）道路側の竹も汚らしく
街の景観は場末の廃墟のようです
いつか 直して頂けると 待ってましたが、3年以上経ちます
吹田市の環境開発部の方は一回でも見に来られたのでしょうか？
雨が続けば 鉄塔は危険ですので 早く あの崖を直すように 関電か
施行者 イー・アクシスプロデュース株式会社へ ご意見お願いします

当マンションは 高額な修繕費で、修繕し、洗浄したばかりですが、
壁や ベランダ、窓ガラスなど、土埃りで ドロドロになり 大変
迷惑を被っておりますが、三年も我慢しています
宜しくお願い致します

(別紙)

No.2

見解書

- ・一刻も早く吹田市の条例手続きを進めて、造成工事を着工させていただき、景観が損なわないよう配慮します。
- ・現状の宅地造成については、検査も受けており安全と認識しております。新築造成工事につきましては、さらに安全をきめますのでご安心いただけるかと思います。

以上

様式第8号

意見書・再意見書

令和7年4月10日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	千里山竹園宅地造成（アクア都市開発）				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 千里山竹園1丁目				
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他（ ）				
意 見 の 内 容	(別紙)				
※受付年月日	R7 年 1 月 15 日	※受付番号	第 号 06-1-13	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書

阪急阪神不動産株式会社様

アクア都市開発株式会社様

千里山竹園1丁目3 ロイヤルマンションの東側開発地についてお願いします

竹やぶの山が伐採されて 放置されて 3年が経ちます

当マンションは、すぐ横が竹やぶの山で 守られていた地形です

マンションの際まで削られて わずかの傾斜が残されていますが、3年放置されて

雨が続けば づるづると土が崩れます

早く、傾斜部分を 固めて下さい 危険です

一軒家が22件建つそうですが、それも 当マンションのすぐ隣まで建ちます

もう少し間に余裕をもって そして

間に 木々を植えるなど 景観が良くなるように、お互いの為 宜しくおねがいします

一日も速く 再開をおねがいします

関電の鉄塔の横も削られてから、土嚢を積んでブルーシートが被されて

3年間放置されています

景観は悪く 危険です

ここも一日も速く 固めて頂きたい お願いします

吹田市の開発環境室の方からも アクア都市開発株式会社と関西電力株式会社へ

注意喚起をお願いします

No.3

見解書

- ・一刻も早く吹田市の条例手続きを進めて、造成工事を着工させていただきます。
- ・現状の宅地造成については、検査も受けており安全と認識しております。新築造成工事つきましては、さらに安全をきしますのでご安心いただけるかと思います。
- ・ロイヤルマンションとの境界沿いの植栽計画はしておりません。新設する開発道路沿で計画しております。緑地の規模については極力設ける計画です。

以上